杉戸町告示第231号

杉戸町アダプトプログラム実施要綱を次のように定める。

令和6年11月20日

杉戸町長　窪　田　裕　之

杉戸町アダプトプログラム実施要綱

（目的）

第1条　この告示は、町内の道路、公園等公共空間における環境美化を推進するため、地域住民や事業者等が実施団体となって、定期的に清掃・美化活動等（以下「美化活動」という。）を行うアダプトプログラムの実施に関して、必要な事項を定め、環境美化及び施設に対する愛護意識の高揚を図り、もって町民と町との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、美化活動者とは、清潔できれいな街をつくるため、町と合意を交わし、町内の道路、公園等公共空間において自主的に美化活動を行う者をいう。

（美化活動者の募集）

第３条　町長は、必要に応じて美化活動者を募集する。

（申請）

第４条　前条の募集に応じて美化活動を希望する者は、杉戸町環境美化活動申請書（様式第１号）により、町長に申請するものとする。

（審査及び合意の締結）

第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容について、審査を行うものとする。

２　町長は、前項の審査の結果、申請の内容が適当であると認めるときは、申請者と次に掲げる事項について、合意を行うものとする。

(1)　美化活動の内容

(2)　美化活動者の名称及び美化活動に参加する者の人数

(3)　美化活動を実施する区域及び頻度

(4)　美化活動により集積された廃棄物の処理方法

(5)　清掃用具等の貸与

(6)　その他美化活動を実施するに当たって必要な事項

３　町長と申請者は、前項の合意（以下「合意」という。）を行ったときは、杉戸町環境美化活動に関する合意書（様式第２号）を取り交わすものとする。

（美化活動実施時における禁止事項）

第６条　美化活動者は、美化活動を実施するに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為

(2)　政治活動、商行為その他ボランティアとしてふさわしくない行為

２　美化活動者は、美化活動を実施するに当たっては、安全及び衛生の確保に十分配慮しなければならない。

（支援）

第７条　町長は、合意に基づき、美化活動者に対して清掃用具の貸与その他必要な支援を行うことができる。

（廃棄物の処理）

第８条　町長は、美化活動により集積された廃棄物について、合意に基づき処理を行うものとする。

（活動報告等）

第９条　美化活動者は、その活動状況について、毎年度末に杉戸町環境美化活動実施報告書（様式第３号）により、町長に報告するものとする。

２　町長は、必要に応じ美化活動者の活動状況を調査することができる。

３　美化活動者は、美化活動を行うに当たり交通事故などの事故が発生したときは、速やかにその旨を町長に報告するとともに、事故の発生後１４日以内に全国社会福祉協議会団体補償制度（ふくしの保険）に規定する事故報告書により、町長にその状況を報告するものとする。

４　町長は、必要に応じ美化活動者に対して指導及び助言をすることができる。

（美化活動の取りやめ）

第１０条　美化活動者は、美化活動を取りやめるときは、杉戸町環境美化活動取りやめ届（様式第４号）により、その旨を町長に届け出なければならない。

（合意の解消等）

第１１条　町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解消することができる。

(1)　前条の届出があったとき。

(2)　美化活動者が第６条第１項各号に規定する行為をしたとき。

(3)　美化活動者又はその美化活動の実状が、合意の内容と著しく乖離すると認められるとき。

(4)　美化活動者が第９条第１項又は第３項の規定による報告を怠ったとき。

(5)　美化活動者が第９条第１項又は第３項の規定による報告において、虚偽の報告を行ったとき。

(6)　その他美化活動者としてふさわしくないと認められるとき。

２　前項の規定による合意の解消は、杉戸町環境美化活動に関する合意の解消通知書（様式第５号）を当該美化活動者に送付することにより行うものとする。

　（委任）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この告示は、令和6年12月2日から施行する。